

第4節 国・県・事務処理市町村などが行う開発行為

開発行為についての許可権者と同等又はそれ以上の者の行う開発行為等については、許可権者との協議が成立することをもって開発許可があったものとみなされ、その協議にあたっては、法第33条及び第34条の基準に鑑みて行うこととされている。

なお、許可があったものとみなされる手続きは、法第29条の開発許可、法第35条の2第1項の変更許可、法第43条第1項の建築等許可のみであり、その他の手続き（法第37条の事前着工承認、法第36条第1項の完了届等）については、通常どおり必要となるので注意が必要である。

本条適用について国等とみなされて除外されているものは、具体的には次のとおりである。

- ・ 国
- ・ 都道府県
- ・ 指定都市等
- ・ 事務処理市町村
- ・ 都道府県、指定都市等、事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合、港湾局
- ・ 都道府県、指定都市等、事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団
- ・ 独立行政法人空港周辺整備機構
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構
- ・ 地方住宅供給公社（都道府県等が設立したもの）
- ・ 土地開発公社（都道府県等が設立したもの）
- ・ 日本下水道事業団